

令和8年度 レギュラーガソリン及び軽油給油 仕様書

(山形県庄内総合支庁建設部酒田分所の公用車給油用燃料)

1 規 格	レギュラーガソリン：J I S規格 K 2 2 0 2 軽油：J I S規格 K 2 2 0 4
2 購入予定数量	レギュラーガソリン：年間 6, 2 0 0リットル 軽油：年間 1 9, 0 0 0リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
3 給油対象車数	1 1 台 (増減あり) ※ ステーションワゴン、路面清掃車、除雪ドーザ他 (最大車両 長さ7 3 5cm 幅3 4 5cm 高さ3 4 1cm 車両総重量1 1, 3 1 0 k g)
4 物品の調達を要する部局名	山形県庄内総合支庁建設部酒田分所 住 所 酒田市上安町1-20 電話番号 0 2 3 4-2 5-2 2 1 4
5 給油方法	庄内総合支庁の職員が随時勤務時間内(8:30~17:15)に納入者の給油所に出向き給油を行う。ただし、必要な時は勤務時間外に給油を行う場合がある。 また、夏季期間に除草作業を行っている場所(山間地を含む。)までの配達を依頼する場合(酒田飽海地区管内、週2~3回程度)がある。 11月頃、除雪ドーザへの給油のため、酒田分所(酒田市上安町)、北新町車庫(酒田市北新町)、余目倉庫(庄内町余目)、大野新田除雪機械格納庫(酒田市大野新田)までの配達を依頼する場合がある(令和7年度実績:合計約2,400リットル)。
6 支払方法	代金の支払いは1か月毎の精算払いとし、納入者は、月の初日から末日まで給油したレギュラーガソリン及び軽油の量を取りまとめ、酒田分所を経由して庄内総合支庁建設総務課にあてて月毎に請求する。 庄内総合支庁は請求書受理日から30日以内に指定の口座に請求金額を支払う。
7 契約変更の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市場価格の変動等の事由により必要があると認められる場合は、下記基準等により随時協議のうえ契約単価の変更を行う。 【① 価格の変動による変更契約について協議を行う基準】 経済産業省資源エネルギー庁の山形地域のレギュラーガソリン及び軽油の一般小売価格週次調査結果における月平均1リットル当たりの価格を「指標価格」とする。指標価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、小数点第3位を四捨五入するものとする。指標価格の算出期間は、月の初日から末日までとする。 前回(変更)契約日の前月における指標価格(以下「現行価格水準」という。)と変更契約協議開始日の月における指標価格(以下「直近価格水準」という。)に2円以上の変動があった場合は、買受人又は売主から協議の申出を行うことができる。 【② 変更契約時の価格の算定基準】 変更における契約単価の増減額は、現行価格水準と直近価格水準の価格差額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額以内とする。増減額は小数点第3位を四捨五入するものとする。入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、直近価格水準と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額(端数処理による誤差を除く)とする。 【③ 変更後の契約単価が適用される日】 協議の申し出があった日の翌月1日とする。 【④ その他】 上記①から③の基準等によりがたい特別の事情がある場合は、別に協議を行うものとする。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・給油は、納入者の作成した給油伝票を使用して行う。また、給油伝票には、車両番号記入欄をもうけること。 ・納入者は、契約締結時に納品する無鉛ガソリン及び軽油の成分表を提出するものとする。